

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う  
省令及び告示の改正について

令和3年7月30日  
経済産業省

経済産業省は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで命令等を制定・改正したので、同法第43条第5項の規定に基づき、次のとおり公示します。

記

1. 命令等の題名

- ・株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令
- ・経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令
- ・技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針
- ・技術情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法
- ・創業支援等事業の実施に関する指針の一部を改正する告示
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令
- ・中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令
- ・経済産業省関係総合特別区域法施行規則の一部を改正する省令
- ・株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づく特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示
- ・中小企業等経営強化法施行規則第十二条第二項第三号ニに規定する投資に関する契約の契約書の記載事項の一部を改正する告示

2. 根拠法令項

- ・株式会社地域経済活性化支援機構法第22条第1項第四号 等

### 3. 意見公募手続を実施しなかった理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の一部の施行に伴って当然に必要とされる規定の整備その他の軽微な変更に係るものであり、行政手続法第39条第4項第8号に該当するため、意見公募は実施していません。